

【京丹後市】

制度名	制定年月	対象者の要件	内 容
京丹後市企業立地支援事業	H25. 10	<p>○下記要件のすべてを満たすもので、市の指定を受けているもの。</p> <p>①投下固定資産額要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報関連産業 300万円以上 ・地域農林水産資源を活用する製造業及び製造業類似事業のうち農業に属する事業 500万円以上 ・上記を除く製造業、・製造業類似事業、道路貨物運送業、倉庫業及び運輸に附帯するサービス業 1,000万円以上 ・自然科学研究所 1,000万円以上 <p>②雇用者数要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民の正規雇用者3人以上（中小企業者は同2人以上）の増加 <p>③市税等の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市税等に滞納が無いこと。 	<p>助成金</p> <p>○対象経費</p> <p>①投下固定資産額の5%</p> <p>②土地、建物賃貸料、電気代、水道代、情報通信の50%以内</p> <p>③投資資金に係る利子負担額の100%以内</p> <p>④市民正規雇用者人件費 障害者雇用 50万円/人 正規雇用者 40万円/人</p> <p>⑤地元食材活用費の20%以内</p> <p>⑥市内企業発注額の15%以内</p> <p>※操業開始日から2年半を経過する日までに行った投資が対象</p> <p>○限度額 市民正規雇用者増加数×100万円 (最大5億円)</p>
京丹後市企業立地支援事業	H25. 10	同上	<p>奨励金</p> <p>○限度額 固定資産税納付相当額 (下記交付期間を通じ最大70億円)</p> <p>○交付期間 操業開始年度から5年度間</p>
京丹後市企業立地支援事業	H25. 10	<p>○下記要件のすべてを満たすもので、市の指定を受けているもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・投下固定資産額3億円超 ・市民正規雇用者数 10人以上 ・操業開始日から起算して奨励品の耐用年数が経過する日までの間継続して操業が行われる見込みであること 	<p>奨励品</p> <p>○営業用自動車1台 (本体及び付属品200万円以内)</p>
京丹後市企業立地支援専門家派遣制度	H25. 10	<p>○下記要件のすべてを満たすもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初めて市内に企業立地を行うもので、京丹後市企業立地支援事業実施要綱第4条の規定に基づく事業所の指定の対象と見込まれること ・新たに10人以上(市民5人以上を含む。)を正規雇用者として雇用する予定であること ・市税を完納していること 	<p>○派遣専門家</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業診断士 ・社会保険労務士 ・弁理士 ・行政書士 <p>○限度額 専門家1人当たり20万円 (一の企業立地につき最大50万円)</p>

京丹後市地域総合整備資金貸付要綱	H16.7	<p>○下記要件のすべてを満たすもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域内において1人以上の新規雇用が見込まれること。 ・貸付対象費用の総額（用地費除く）が1,000万円以上であること。 ・用地取得等契約後5年以内に営業開始が行われること。 	<p>○貸付額 対象費用の35%以内</p> <p>○貸付利率 無利子</p> <p>○対象費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備取得費用 ・整備に伴い必要となる試験研究開発費等付随費用
------------------	-------	---	---

税の特例措置	適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
	投下固定資本額（万円以上）	従業員（人以上）			
<p>半島振興法関係（市税） （製造業・旅館業）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・500以上（個人及び資本金1,000万円以下の法人） ・1,000以上（資本金1,000万円超5,000万円以下の法人） ・2,000以上（資本金5,000万円超の法人） <p>（農林水産物等販売業・情報サービス業等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・500以上（個人及び資本金5,000万円以下の法人） ・500以上で新增設によるもの（資本金5,000万円超の法人） 	—	<p>不均一課税</p> <p>【適用税率】</p> <p>1年目 0.14/100</p> <p>2年目 0.35/100</p> <p>3年目 0.70/100</p>	<p>固定資産税</p> <p>（機械・装置、建物・附属設備・構築物）</p>	3年間	
<p>半島振興法関係（所得税・法人税） （製造業・旅館業） （農林水産物等販売業・情報サービス業等） 上記（市税）の基準と同じ</p>	—		<p>割増償却</p> <p>①機械・装置、普通償却限度額の32%</p> <p>②建物・附属設備・構築物、普通償却限度額の48%</p>	5年間	
<p>過疎法関係（市税） （製造業・旅館業・情報通信技術利用事業） 過疎地域</p>	2,700超	—	課税免除	固定資産税	3年間

	<p>過疎法関係（所得税・法人税） （製造業・旅館業・情報通信技術 利用事業） 過疎地域 2,000 超</p>	<p>—</p>	<p>特別償却 ①機械・装 置（旅館業 を除く）、取 得価格の 10% ②建物・附 属設備・構 築物、取得 価格の6%</p>	<p>事業の用 に供した 年度</p>
--	---	----------	--	-------------------------------